

地域貢献活動を行う笠間市職員の副業の促進について

報酬を得て地域貢献活動に従事する際の基準を明確にしました

市では、一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働くとともに、家庭や地域生活などにおいても、多様な生き方が選択・実現できることを目指し、働き方改革を進めています。その中で職員の地域活動についても積極的な参加を推進するため、NPO活動やスポーツ指導など、職務外に報酬を得て地域活動に従事する際の、許可基準と運用を定めました。

市職員が、積極的に地域貢献活動に参加することで、市民との協働によるまちづくりが、より一層活発になることを目指します。

(概要)

1 対象となる活動

市内外の地域の発展、活性化に寄与するものであり、公益性が高く、報酬を伴うもの。

例) スポーツ、文化活動の指導者

専門技術をもつ職員の技術指導や定期講座

語学スキルを活かした地域での通訳

NPO法人や地域団体等の活動 など

2 対象職員 在職3年以上の職員

3 許可基準

- ・活動時間数: 週8時間以下, 1カ月30時間以下, 勤務日は3時間以下
- ・勤務時間外, 週休日及び休日の活動であり, 職務の遂行に支障がないこと。
- ・公務員として信用失墜行為の発生のおそれがないこと。
- ・活動先の団体と笠間市との間に利害関係が生じることがなく, かつ特定の利益に偏することなく, 職務の公正の確保を損なわないこと。
- ・報酬は社会通念上相当と認められる範囲であること。
- ・市内外の地域の発展, 活性化に寄与する活動であること。
- ・営利を目的とした活動, 宗教的活動, 政治的活動, 法令に反する活動でないこと。

4 申請・報告

申請は年度ごと。

申請に伴い活動計画を提出。活動後に報告書を提出。

5 運用開始

令和元年10月1日

この件に関するお問い合わせ

笠間市役所 秘書課人事給与担当 担当: 石川

電話番号: 0296-77-1101 内線551 ファックス番号: 0296-77-1324 e-mail shokuin@city.kasama.lg.jp